

富士大学大学院履修規程

(目的)

- 第 1 条 この規程は、富士大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 7 条の規定に基づき、経済・経営システム研究科（以下「研究科」という。）の授業科目および研究指導の履修方法に関連する事項について定める。
- 2 本規程における用語については、大学院学則、富士大学学位規程等に定める用法に従うものとする。

(課程)

- 第 2 条 研究科の課程は、修士課程とする。

(専攻)

- 第 3 条 研究科に経済・経営学専攻を置く。

(教育方法)

- 第 4 条 研究科の教育は、次の各号に定める方法により行うものとする。

- (1) 授業科目の授業
- (2) 修士論文の作成指導または特定の課題についての研究指導

(授業、授業科目)

- 第 5 条 1 年間の授業は試験、諸行事等を含め 3 5 週にわたることを原則とする。

(単位)

(各授業科目の授業期間)

- 第 5 条の 2 各授業科目の授業は、15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、この期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

- 第 6 条 授業科目の種類、単位数および必修、選択必修の別は、大学院学則別表のとおりとする。

(研究指導教員)

- 第 7 条 演習Ⅰ、演習Ⅱおよび研究指導を行うため、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、学生ごとに 1 名の研究指導教員を決定する。

- 2 各学生への研究指導に資するため、学長は、研究科委員会の意見を聴いて、担当研究指導教員以外の大学院担当教員を研究指導の副担当教員または補助教員と定めることができるものとする。

(履修登録)

- 第 8 条 学生は、各年度の初めに研究指導教員の承認を経て、所定の期日までに履修登録を行わなければならない。ただし、年度の中で入学した学生の履修登録は、別に指定する期日までに行わなければならないものとする。

(試験)

- 第 9 条 授業科目に関する試験については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が、その時期および方法を決定する。

- 2 受験資格の喪失および追試験については、富士大学履修規程第 24 条および第 25 条の規定を準用する。

- 3 受験心得については、富士大学履修規程第 30 条および第 31 条の規定を準用する。

(成績評価の実施者)

第 10 条 成績評価の実施者は、次のとおりとする。

- (1) 授業科目 ; 授業科目の担当教員
- (2) 修士論文または研究の成果 (以下、併せて「論文等」という。) および最終試験 ; 研究科委員会 (学長の命による。)

(成績評価基準)

第 11 条 授業科目および修士論文または特定の課題の研究の成果の成績評価は、次のとおりとする。

- (1) 授業科目

秀 (S)	90 点～100 点	合 格
優 (A)	80 点～89 点	
良 (B)	70 点～79 点	
可 (C)	60 点～69 点	
不可 (D)	59 点以下	不 合 格

- (2) 修士論文または研究の成果

秀 (S)	90 点～100 点	合 格
優 (A)	80 点～89 点	
良 (B)	70 点～79 点	
不可 (D)	69 点以下	不 合 格

(単位認定)

第 12 条 授業科目の合格者に対しては、所定の単位を認定する。

(修士論文または研究の成果の提出)

第 13 条 学生は、指導教員の承認を得て、別に定める「提出要領」に基づき、論文等を研究科委員会に提出しなければならない。

(論文等の審査および最終試験)

第 14 条 論文等の審査および最終試験は、学長の命を受けた研究科委員会が、審査委員会を設けて実施する。

- 2 審査委員会の委員は、研究指導教員を主査とし、研究科委員会の意見を聴いて学長が選任する大学院担当教員 2 名を副査とする、計 3 名の委員をもって構成される。
- 3 論文等の審査および最終試験の結果に基づく学位授与の判定等については、富士大学学位規程による。

(改 廃)

第 15 条 この規程の改廃については、研究科委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

本規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成17年4月1日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成20年4月1日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成24年4月1日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成25年4月1日改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成26年12月3日改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成29年12月6日改正し、平成30年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和元（2019）年7月3日改正し、平成31年4月1日に遡及して施行する。

附 則

本規程は、令和5年10月4日改正し、令和5年4月1日に遡及して施行する。